

赤十字活動資金へのご協力をお願い

日本赤十字社埼玉県支部さいたま市地区本部

1 趣旨

日本赤十字社は、人道の精神から、世界各地での救援活動はもとより、国内における災害救護、血液事業、医療活動、社会福祉活動などを展開しています。

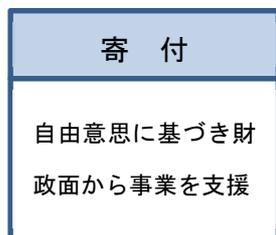
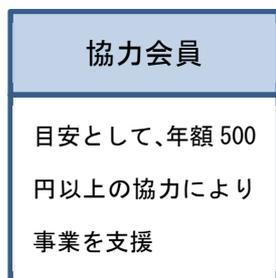
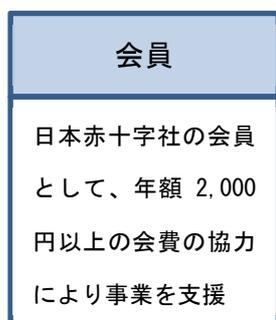
このような活動は、みなさまからご協力いただいている活動資金（日赤会員として納めていただく会費と寄付金を総称して「活動資金」と呼びます。）により支えられています。

このことから、赤十字会員増強運動は、赤十字の事業についてご理解いただき、ひとりでも多くの方々に継続的に赤十字を支えていただく「赤十字会員」にご加入をいただくことで、赤十字の事業の推進に繋げることを目的とした運動です。

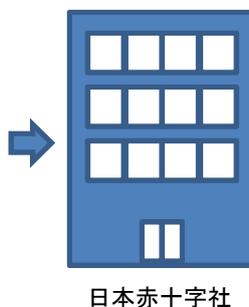
なお、会員に加入されない方でも、赤十字事業にご賛同いただき、寄付金のご協力をいただける場合には、会費と同様に赤十字事業のための費用に充てられることとなりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

2 支援の方法と活動資金の使途について

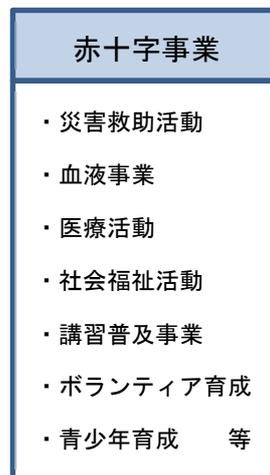
【支援の方法】



活動資金
(会費+寄付)



【活動資金の使途】



事業展開

平 時…救急法の講習普及、ボランティアや青少年赤十字の育成など
災害時…医療支援、こころのケア、毛布などの救援物資の配付など

3 税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付については、その公益性から、次のとおり税制上の優遇措置があります。

措置の名称	根拠法令	適用期間	措置の内容
特定寄付金	所得税法	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から2千円を差し引いた額が、年間所得総額から控除されます。
住民税にかかる寄付金控除（※）	地方税法に基づく総務省告示	通年	総務大臣が毎年指定告示する日赤の支部事業に対してなされる寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、住民税額から控除されます。
相続税の非課税	租税特別措置法	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

※ 住民税にかかる寄付控除については、寄付者の居住地の日赤各都道府県支部へのご寄付に限られます。また、日本赤十字社埼玉県支部の募集枠があり、その募集枠を超えた場合は、適用期間内であっても寄付金控除の適用は受けられません。

4 さいたま市における赤十字事業に関するお問合せ先

赤十字に関する事業内容の詳細やご不明な点につきましては、下記の事務局までお問い合わせください。

区分	名称	事務局	電話番号	FAX 番号
地区本部	さいたま市地区本部	福祉総務課	048-829-1253	048-829-1961
区地区	西区地区	西区役所福祉課	048-620-2653	048-620-2762
	北区地区	北区役所福祉課	048-669-6053	048-669-6167
	大宮区地区	大宮区役所福祉課	048-646-3053	048-646-3165
	見沼区地区	見沼区役所福祉課	048-681-6053	048-681-6162
	中央区地区	中央区役所福祉課	048-840-6053	048-840-6165
	桜区地区	桜区役所福祉課	048-856-6163	048-856-6272
	浦和区地区	浦和区役所福祉課	048-829-6121	048-829-6238
	南区地区	南区役所福祉課	048-844-7163	048-844-7277
	緑区地区	緑区役所福祉課	048-712-1163	048-712-1270
	岩槻区地区	岩槻区役所福祉課	048-790-0155	048-790-0265